

(第三部)

第五回 参議院地方行政委員会會議録第十八号

(三四八)

昭和二十四年五月十八日(水曜日)午後四時十五分開会

本日の会議に付した事件

○古物営業取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求の件

○地方自治設置法案に関する件

○地方自治法の一部を改正する法律附則中第二條第五項改正に関する陳情(第二百七十九号)(第三百二十一号)

○廣島縣賀茂郡竹原町の町政に関する請願(第五十二号)

○船員不在投票制度改正に関する陳情(第二百十六号)

○衆議院議員選挙法第六十七條第五項中削除に関する請願(第六十八号)

○衆議院議員選挙法第六十七條第五項中削除に関する陳情(第七十二号)

○市町村消防費國庫補助に関する陳情(第四百三号)

○委員長の報告

○委員長(岡本愛祐君) 只今より委員会を開会いたします。先ず古物営業取締法案の本審査をいたします。御質疑ございませうか。(質問なし)と呼ぶ者あり)これに対して衆議院の方で修正案が出ております。その修正案が本会議におきまして可決されまして、こちらに回付されたわけでありまして、それでは古物営業取締法案、衆議院の修正を含みまして取締法案を議題に供します。討論に入ります。

○西郷吉之助君 本法案に対する衆議院の修正議決案につきましては、修正の要点はいずれも参議院の本委員会におきましても質疑をいたした要点と合致いたしておりますので、私はこの修正議決案に賛成いたします。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 他に御発言もないようでございますから採決に入ります。政府提出、衆議院修正の古物営業取締法案を議題に供します。これに賛成の方の御起立をお願いします。(総員起立)

○委員長(岡本愛祐君) 全員一致と認めます。よつて本案は可決されました。尙本会議における委員長の口頭報告書は委員長における本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませうか。

○委員長(岡本愛祐君) 異議ないものと認めます。次に委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います

多数意見者署名
小川 久義 鈴木 順一
林屋次郎 寺尾 豊
藤井 新一 柏木 庫治
島村 軍次 西郷吉之助
吉川末次郎

○委員長(岡本愛祐君) 次に道路交通取締法の一部を改正する法律案、これを本審査に入ります。これを議題に供

します。御質疑をお願いいたします。○三木治朗君 先日御説明で、政府の改正しようとする要点は大体分つておるのですが、原案によりまして右折する場合中心の外側を過つて行くような案であります。その点について、同方の車が二回クロスすることになつて、却つて危険性が多くなると思はれるのですが、その点は如何ですか、ちよつともう一遍お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(樺山俊夫君) 右折いたします場合に、大きく分けて二つの方法があるのでございまして、この案にありまして中心の直ぐ外側を廻りまして右折する方法と、只今お尋ねになりましたように中心の直ぐ内側を廻りますものと二つあると考えられるのでございまして、この二つの方法の得失につきましては、あるものでございまして、只今の御意見の通り内側を廻ります場合もやはり利点はあると思ひます。殊に今お話になりましたように内側を廻りますと、右折いたします車相互間におきましてクロスする場合は、一つ少ないというところは確かにお説の通りでありまして、尙内側を廻りますもう一つの利点といたしましては、交叉点をなるべく早く通過できるといふ利点もあるように考えます。この案によりましてお願いしておりますのは、内側を廻りまして、右折いたしますと、確かにクロスするのは一つ少くなりますけれども、その欠点と申しますのは、内側を廻りますと、

スピードが非常に早くなるのでございまして、而も内側というところになりまして、直ぐ内側を廻らずに非常に急角度に内側を廻つてしまふということに、ついに勝ちであるように考えます。従ひましてこの場合は、同じ方向を横断歩道を通行いたしております歩行者を突切つて行くことになるわけでありまして、その場合に、内側を廻ります場合は、内側を廻ります場合とを比較して見ますと、只今申しましう理由で、横断歩道を通行して歩行者に對しましては、内側を廻つておる場合は非常に危険性が多いと思はれるのであります。もう一つの点は軌道車、主として電車などの関係でございまして、右折しようとする自動車と同じスタートいたしました電車のクロスする場合は考えますと、内側を廻りました自動車はスタートして直ぐ右折しなければなりませんので、電車の運転手の側から申しますと、非常に運轉がしにくいという実情でございまして、尙内側を廻ります場合は非常にスピードが出まして早いのでございまして、交叉点におきましては早いという点と安全という点を両方考えまして、その間調整を取つて行くということが大事だと思ひます。従ひまして現在のやり方、それと案にお願いしておりますやり方、それと一つ只今の御意見のやり方、三つのやり方を考えましたときに、交通安全の点と交通円滑という点から考えまして、この案にお願いしようなことで

やつて行きますことが、現在最も望ましいのではないかとしように考えます。

○三木治朗君 大体どつちが合理的であるかどうかというところは、お互いに一利一害があるので、水掛論のようなことになるので、深く議論する必要はないと思ひますが、大体お尋ねしたいのは、横浜、大阪、神戸、こういうところはすでに内側廻りに變つていゝる。一番危険があるといわれるこの内側廻りを現に實行してゐるのであります。そうして少しも故障がなく、今は馴れて來てゐる。而も中に交通整理をしてゐる警官たちから言へると、その中心の外側を中心近く廻るといふことは、交通整理の方に非常に妨害になる。だから是非今までもうすでに馴れて來てゐる内側廻りを實行して貰いたい。これは各都市の公安委員長の一致した意見であります。政府の方ではそういう各都市の意見を聴きになつたのかどうか。その点ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(中野正幸君) 只今の御質問にお答え申し上げます。交通整理の警官から見て、内側廻りの方が整理しやすいという御意見のようございまして、その点はやはり馴れた方がいいのか知れませんが、例えば電車と自動車と双方が止まつており、それがこちらの方の交通を開くと申しますか「進め」にいたしました場合に、内側廻りいたしました場合には、例えば左の向うに両方に並んでゐる、そうしました場合に

に、現在では指を以て、どちらか片方を先き、例えば内廻りを通す場合におきましては、自動車指さして、こういうふうに出しております。併し廣い交叉点になりますと、指された方が、自動車指されたのか電車が指されたのか、ちよつと分らないということもございまして、現にそのために両方出て非常にあぶなくなつたために、急いで自動車の方を止めたというような例も非常にあるようでありますし、近くになると、交通整理の警察官から見ても、常識から考えまして、直ぐそばのものに対して指示した方が非常にやりやすい。例えばその場合におきましては、電車と両方来たその場合に、当然電車を止めるならば電車を止めて自動車を外廻りに指示する。従いましてその点は、馴れば相当分るかも知れませんが、常識から考えまして交通整理警察官のそばに來てから指示する。それまでは並行して参りまして、そこへ來てから止める方を止めて流す方を流す。そうした方が常識から見すれば分りやすいと思ひますので、そのために内廻りの方が外廻りよりも利点があるということではなく、むしろそのために外廻りの方が利点があると考えております。

これから次に、各大都市の意見を十分に徴したかという御意見でございますが、実はこの内廻りが外廻りかという問題につきましては、アメリカあたりで長年の経験等もございまして、議論は相當出つくしておるようでございます。又日本におきましても、交通に關係いたしております人々の間では相當論議されて参つたものでござい

して、今お話の通り両方に利害がありますので、水掛論になるといふ處れもあるのですが、今回の立案に当りましては、六大都市の意見も徴しまして、これは会議などの際にもお願いいたしましたし、又書面でもお願いしました。ただこの問題につきましては、今申上げましたように、すでに論議つくされておる点でもありますので、これ以上深く六大都市の交通関係者等を集めて会議をやるとか、そういうつたような手段は講じておりません。○三木治朗君 尙一つお尋ねしておきたいのですが、現に我々始終目撃しておるのでありますが、進駐軍の車などはいつでも小廻りで皆歩いておるようですが、折角こういう法律を決めても、日本の法律に従わないところの車がどん／＼小廻りで、日本では又外廻りで行くことになる、なんだだかりでかつとも統制の取れないことになり、法の効果が華らないことになるのではないかと思いますが、その点如何ですか。

○政府委員(中野正幸君) その点につきましては、總司令部の係官と十分打合せ済みでございます。

○國務大臣(通貝詮三君) その点は私もこの間日比谷を通りましたけれども、内側を歩いているのを一台あんなのを見ましたが、日比谷では外廻りをやつておりました。いわゆる小廻り、停らない歩き方をしておりましたが、併し内廻りは極く少数。東京のは大抵外廻りをやつております。私共の實際に見ましたところでは……。それから日本のは御承知のごとく左へ避けて停つて、そうして向うのかなり自動車が行つてしまつたあと又歩いているよう

で、交通の方から行けば日本の方は安全ですけれども、自動車が進んで来るのと溜りまして、非常に不便な点があるのですから、外廻りで行くという点は、どちらかといえば二次的でありまして、例の小廻りですつと行くのと、それから一週停つてからそれから又行くのでは大変違いますので、差当りの案としては停るやつは停つて行くというので、内廻りにするか、外廻りにするか、一應弊害の少い外廻りで行くという事にになりましたわけで、それから、日本の全部只今強制されて、一週停つて、そうして更に出るというよりなやり方でやつておりますが、今度の案ではそうではなしに、停らずに直ぐに行くという方式にしまして、先程電車の例がありました、電車とこう二つスタートに並んでおるような場合には、相当の距離があれば自動車の方がすつと先へ出ますから、外廻りは危ういに行けませんが、あれが内側で行きますと、やはり電車の方がびつくりするということがあるまして、いろいろ利害があるので、どちらがどちらと言えませんが、今のところでは外廻りの方が安全だということなことで、まあ弊害のあるところだけ取つて行こうということになりましたようになわけです。衆議院でも随分今の謂願はありましたようなわけで、いろいろと議論がありましたけれども、衆議院も原案で通して貰うようなことにしましたようなわけで、大抵いいだろうと只今思つております。思つておりますけれども、勿論これでいけないようなことがあれば、この点くらいは即日に変更することもできますし、まあ割合にむずかしいものもないから実行し

て見たらいい。いい方に従うという考
えを持つてゐるような次第です。

○西郷吉之助君 一点伺つて置きたい
と思ひますが、そういたしますと、現行
の交通取締法に、大阪の現在やつてお
りましたあれは規則違反を犯していた
ように取れますが、そうであつたか。

尙今回の改正案を、これは政府原案を
通過した場合は、大阪の場合は、どう
されるわけですか。その点を伺いたい
と思ひます。

○國務大臣(樺山資三君) 日本の全國
に亘りまして現在においては日本の車
に例外はないのです。規則はそのまま
ですから……。若し、私は大阪は知り
ませんけれども、大阪でそうやつてお
りますならば、規則違反をやつておつ
たわけでありますが、併し私の見た神
戸あたりでは日本の車だけ停まりまし
て、そうして進駐車の車、占領地下に
日本がある限り日本の法令に服しない
というわけでしょうけれども、進駐車
の車だけ先通過したというような神戸
はそういう状態です。大阪も恐らくそ
うじやないかと思う。改正すればこう
いうふうにして欲しいんだらうと私は
思ひますけれども、諸願はよく細かく
読んでおられませんから存じませんけ
れども、多分そういうことであらうと思
ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑は
ありませんか……。別に御発言もない
ようでありますから質疑は終了したも
のと認め、直ちに討論に入ります。原
案に対して御意見のある方は賛否を明
らかにして御発言を願ひます。速記を
止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて

下さい。それでは外に御発言はござい
ませんか。……、外に御発言もないよう
でありますから討論は終結したものと
認めまして、直ちに採決をいたしま
す、政府提出の道路交通取締法の一部
を改正する法律案、これを議題に供し
ます。本案を原案通り可決することに
御賛成の方の御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(岡本愛祐君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り決定いたし
ました。尙本会議における委員長の口
頭報告書は委員長において本法案の内
容、委員会における質疑應答の要旨、
討論の要旨及び表決の結果を報告する
こととし、御承認を願うことに御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと
認めます。次に委員長の議院に提出す
る報告書に多数意見者の御署名を願
います。

道路交通取締法の一部を改正する法
律案

小川 久義	鈴木 順一
林屋龜次郎	寺尾 覺
藤井 新一	柏木 康治
島村 軍次	西郷吉之助
吉川末次郎	

○委員長(岡本愛祐君) 次に公報に掲
げてございせんが、継続調査要求を
議長に提出したいと思ひます。こ
れにつきまして今日の議院運営委員会
におきまして、左のごとく決定いたし
たと委員会部で申して参りました。即ち
「要求書には左の文書を添付されたい
」といふことで、イ 個々の具体的件
名、ロ 調査の方法、ハ 委員会開催

名、口 調査の方法、ハ 委員会開催

と考へております。殊に住民の投票と考へております。このことは結局最終の意思を定める方法でありまして、これに對して更に縣議會で議決を経なければ決定できないということになつておるわけでございしますが、これはそういう住民の最終意思の決定に對して、別箇の團體が制限を加えておるといふような形になつておるわけであります、その点は、やはり純理論的に申しまして多少問題があると思つております。従つて縣議會の議決を経て最終的に分離を決める、こゝいう制度については、むしろこの議決といふ点を削除してはどうかといふようなことを考へております。但しそゝういたしますと、分離したいと思ふ町村がどん／＼分離できるといふようなことになりまして、そこに又やう別箇の見地からの政治的な動きなどが

加つて参りますと、折角うまく治まつております市町村が小さい町村に再分裂をいたしまして、さなきだに財政上非常に困つている市町村が出て来るというようなことで、そこにやはり問題がございますので、なにか別箇にチェックする方法がないものであろうかということを考えております。目下政府といたしましても、研究中でございますとして、これが適当な案だということはまだ結論的に申上げられない段階でございますが、何らかの点については

改正を要するものとかように考えている次第であります。

○委員長(岡本健祐君) 御質疑ごさいませんか……。それでは私からお尋ねしますが、四月十二日附で総理廳の官房自治課長から各都道府縣知事へ「通牒

を出しておられる。でその中に書いて
ございますことは、本條第五項に規定

する議会の権限に關しては、形式的には、地方自治法第七條第一項に類似しているが、前述したような本制度立法の趣旨及び本制度中の一般投票の持つべき權威から考へて、本項による都道府縣議会の議決は、一般投票の結果によつて表明された關係地域の住民の意思に基いて行われなければならないものと解する。こうおつしやつておるのは結局地方自治法の附則第二條の規定では、都道府縣議会の議決というものが非常に重きを置かれる形式になつておる。併しそれはそうではなくて都道府縣の議決というものは住民の一般投票の結果というものに比べては、それは弱いものであるから、一般の投票の結果を尊重しなければいかん。この議決というものはその一般投票が何か欠陥があつたとかいうような場合、又その区域だけが市から独立したような場合に、市の地域上の關係が悪いとか何とかさういふときだけに議決権があるであつて、そうでない場合はこれは住民の意思通りに議決をしなければいかん、こゝういふふうに解せられるのですが、その点如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今お述べになりました点は、政府側といたしましても大体同様と考えております。一般投票というものはやはり住民の最高の權威を以て行われるものでございいますから、この手続自体に瑕疵その他がない限りは議会の議決というものは、やはりそれを確認するという意味における議決といふふうに考へるのが至当ではないかという考へ方でありまゝ。○委員長(岡本愛祐君) もう一つお尋ねして置きますが、この通議の趣旨に違反して、何でもかでもその住民投票

の結果を縣議會で反対決議をして否決をしてしまふということが、一つの例外を除いて殆んど全部さういふ反対意見で否決をしてしまつて、全然この立法の趣旨を以て住民の意思をちつとも達成されないという重大な結果が來ておるのですが、この事柄に対する政府の対応策、救済策といふものはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今までに行われまして分擔投票は多く府縣の議會において否決せられておる状況でございますが、これは只今の附則第二條第五項の今申上げましたような解釈が十分徹底してない關係上今のようになつたと思ふのでありまして、今後におきましては今の規定の趣旨を各府縣の議會におきまして十分考へて議決をして頂きたい、こゝ考へておる次第であります。過去におきまして今の解釈の趣旨に反しまして否決をいたしましたようなものにつきましては、一應地方自治法の百七十六條によります違法の議決といふふうにお考えられます。従いまして知事といたしましてはこれを再議に付し、それでも尙府縣の議會におきまして議決を改めないという場合に、おきましては、裁判所に知事から出訴するといふ途が残されておるわけでありまゝ。その方法によつて、現状におきまして何らかの解決の法的な途はあるわけでありまゝ。

○委員長(岡本愛祐君) それに対して分離の住民投票をやりましたその区域から、知事に請求するといふような途はないものでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 法律的にはそのような保障された権利は關係區域の住民にございせんが、これはやはり事實上の行爲の問題として、そのようないことが現に行われておるようになつております。

○委員長(岡本愛祐君) 外にこの問題について御質問ございせんか。相當重大な問題だと思ひます。尙この問題については本委員會でも繼續調査に當つてよく御研究をお願いいたしたいと思つております。でこの陳情は如何扱いますか。留保いたしました研究材料にいたしたいと思ひますが……。

○委員長(岡本愛祐君) では留保に御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) 留保いたしました。次は陳情第三百二十二号、これは同趣旨ですか。

○專門員(上原六郎君) 同じです。

○委員長(岡本愛祐君) これはどこかの大村市長の提出でありまして、陳情の趣旨は二百七十九号と全く同じでございます。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれはも留保にいたします。次に請願第五十二号廣島縣賀茂郡竹原町の町政に關する請願。

○專門員(上原六郎君) 請願第五十二号はその頃の委員會で一度御説明申上げましたが、當時竹原町の町政が一部ボス政治家によつて独裁せられ、民主政治は破壊されようとしておる、十分調査の上善処せられたいという請願でございます。

○吉川末次郎君 調査してくれというのですか。

○專門員(上原六郎君) そうです。

○委員長(岡本愛祐君) これはそれによつてこゝで山田君が請願の趣旨を述べられた。それによつて非公式に、まあ調査に行かうということになつておつた。そのうちに解決したものですからそのままになつた。こゝういふ状態でありまゝ。

○島村軍次君 解決済みならば不採扱でいいのじゃないですか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは不採扱決定いたします。それでは次に選挙法の問題、陳情第二百六十六号船員不在投票制度改正に關する陳情。

○島村軍次君 選挙法は……。

○專門員(上原六郎君) 選挙権は済みましたが、不在投票はこれと違ふのであります。

○島村軍次君 留保にしてはどうですか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは留保でいいのです。留保で御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは留保いたします。

○專門員(上原六郎君) 選挙権はさつき……。

○委員長(岡本愛祐君) ですから片一方は採扱。片一方は留保。請願第六十八号衆議院議員選挙法第六十七條第五項中削除に關する請願、これは陳情第七十二号と同様です。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれはも留保にいたします。それから陳情第三百号市町村消防費國庫補助に關する陳情。

○專門員(上原六郎君) 陳情第三百号は消防制度の改善に伴つて、地方で消防の維持に財政的に困難を感じておりますから、この打開策として新たに消防を施設する際に高率の國庫補助をして頂きたい。又新設の場合にだけでなく經營費に対しても國庫補助の途を開いて頂きたい。さういふ趣旨の陳情であります。

○委員長(岡本愛祐君) これは只今の消防組織法では國庫から補助ができないことになつておるのです。それを國庫から補助して貰いたい、こゝういふのですから如何がでしょうか。尤もな点が大いにあります。

○林屋龜次郎君 採扱したらどうですか。

○委員長(岡本愛祐君) 採扱の御意見が出ましたが、他に御質疑ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは採扱に決定いたします。後に留保の分が残つておりますが、これは又後で御願することにしたします。

○委員長(岡本愛祐君) それからこの際御報告申上げます。昨日衆議院と參議院の大藏委員長、それから地方行政委員長、それに理事の方一、二名、シ

ねして置きますが、この通達の趣旨に違反して、何でもかでもその住民投票

法なる判決が行われました際に、知事
が何ら手を加えないという場合におき

も留保にいたします。次に諸議員五十
二名廣島縣賀茂郡竹原町の町政に關す

き……。
○委員長(岡本愛祐君) ですから片一

議院の大蔵委員長、それから地方行政
委員長、それに理事の方一、二名、シ

ヤウ博士から招かれまして、司令部
の方に参りました。その順末を一應御
報告申上げておきます。実は二時に伺
つたのですが、二時から三時十五分ま
では大蔵関係でありました。三時十五
分から四時十五分頃まで地方行政関係
でした。地方行政関係のことについて
申上げますと、衆議員の中島地方行政
委員長から地方行政財政制度に關する
自分の意見というものを開陳したしま
した。次いで私の方からも意見を開陳
いたしました。その要旨は常にここで
皆さんからいろいろ承つておりますこ
とを極く要約いたしまして十五分ほど
説明をいたしましたのであります。それは
地方財政の確立こそ地方自治の基礎を
確立するものであり、従つてそれが日
本の民主主義の徹底に最も必要なもの
である。ところがまだこの地方財政の
基礎というものはちつとも確立をして
いない。昨年三つの大きな基本的の地
方財政に關する法律が制定されたけれ
ども、それがやもすれば破られる状
況であるのである。それでまあこれを
何とかして確立するように努力しなけ
ればならないが、今それを阻んでおる
のは、一つには地方税が總額において
足りない、國からいろいろの國の事務
を地方に移されまして、いわゆる地方
自治の確立をしようというので段々に
移されたけれども財源がそれに伴わな
い。六・三制の問題、消防の問題、こ
れなんか皆さうである。それで地方では
非常に苦しんでいる。何とか國が國家
事務を移すに當つて十分な財源という
ものをこれから移して行かなければ、
これは地方の発展に困る。それが一つ
と、それから次にどうしても國家は未

だに中央集權主義であつて、國の財政
を強化するために地方財政を犠牲に供
しておる傾きが大いにある。これはど
うしてもさういふことでなくしなければ
いけないというところが第二。第三点
といたしまして、國の税というものは
所得税、消費税というものが大きな財
源になつておる。地方の税はさうい
うな確乎たる財源が欠けておる。そ
れで所得税、消費税について附加税制
度を取るべきじゃないかと思つて研究
を續けておる。シャウ博士において
も、地方財政を強固にする國家の犠牲
にならないような、税制の制度を考え
て貰わなければいかんということをお
話しました。そうしたらシャウ博
士からこの地租、家屋税というものは地
方財源に取つてどういふふうな位置を
占めるとあなたは考へておるかという
質問がありました。私はそれは地租、家
屋税というものは有力な地方税の財源
である。併し現在のごとく賃貸價格の
百分の五百も税を取るといふことは、
これは非常な過酷な税であると思ふ。
だからこれはもつと緩和しなければい
けないと自分は考へておるといふ話を
いたしました。一々非常に細かくノ
ットをしておりました。次いで島村君が
一緒にやつて下さつたので、島村君か
ら意見が出ました。それから次いで
衆議院の社會黨とか共產黨とかいふよ
うな方々も行つておられました。そう
いふ人から簡單な意見がありました。
又こゝろを機會を作るからそのときに
又いろいろ話を聴きたい。又書面とい
ろいろな意見を出して頂いてもよいと
いふことでありましたから、私共の方
では継続審査を行ひまして、皆さんの
意見を聞きまして、この委員会として

の地方税制に關する意見を取まとめま
して、提出をいたしたいと考へており
ます。以上御報告を申し上げます。それ
ではこれで散會いたします。
午後五時二十一分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
鈴木 順一君

委員 三木 治朗君
寺尾 豊君
藤井 新一君
林屋龜次郎君
柏木 康治君
西郷吉之助君
島村 軍次君
小川 久義君

國務大臣 樋貝 詮三君

政府委員

總理廳事務官
(官房自治課長)
兼全國選舉管理
委員會事務局長
鈴木 俊一君

總理廳事務官
(地方財政委員
會事務局次長)
山村 章君

國家地方警察本
部部長(刑事部
長) 武藤 文雄君

國家地方警察本
部部長(國家地
方警察本部警備
部長) 樟山 俊夫君

國家地方警察
視(國家地方警
察本部警備部交
通課長) 中野 正幸君

常任委員會專門員 上原 六郎君

五月十七日本委員會に左の事件を付
託された。
一、古物營業取締法案(予備審査のた
めの付託は四月三十日)
一、道路交通取締法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は五
月十一日)

